

第十六部

第二回 參議院財政及び金融委員會會議錄第二十三號

昭和二十三年四月三十日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○小額紙幣整理法案(内閣提出、衆議院送付)

○不正保有物資等の對價を登録國債で決済することに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○不正保有物資等特別措置特別會計法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○政府が発行する福利券の当せん金の支拂等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大藏省預金部特別會計の昭和二十三年度における歳入不足補填のための一般會計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○金資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

午後五時十一分開會

○委員長(黒田英雄君) これより午前引続きまして委員會を開きます。先ず金資金特別會計法の一部を改正する法律案これが予備審査のために付託されておりますが、これにつきまして政府から提案理由の説明を求めます。

○委員(黒田英雄君) この法案に付金資金の不足を補足するための一般會計からの繰入金の限度額の拡張であります。繰入金金の限度額につきましては、先に取敢えず一億円の繰入限度額を規定したのでありますが、尙この年度中、五月以降におきまして五億円の不足を生ずる見込でありますので、先の一億円の限度額に更に五億円を増額いたしまして六億円とし、金資金の運用を円滑にいたそうとするものであります。

第二は金資金の運用範囲に関する規定の整備であります。現在運用範囲につきましては、その一部を勅令に譲つておるのでありますが、これを今回法律に吸収し、法律を以て運用範囲を明かにすることといたしますと共に、今後運用の対象から除外するのを適当と認められる帝國銀行開業株式會社等の株式などをその範囲から除こうとするものであります。

第三は、現行法第二條及び同附則第二項の規定であります。これらの規定は既にその使命を終えて現在不要となつたものでありますので、これを整理いたそうとするものであります。

改正の主なる点は以上申し上げた三點であります。この機会に、金資金特別會計法の規定内容を、先に制定せられた財政法の趣旨に適合せしめるため所定の改正を併せ行なうこととした次第であります。以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何卒御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(黒田英雄君) この法案につきまして、御質疑のあり方は御質問願ひたいと思ひます。——ちよつと私から伺ひますが、この五億円を見積られた根拠を御説明願ひたいと思ひます。それではこの場合説明員の説明を聞くことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。

○説明員(藤本哲君) 六億円の限度の内訳を申し上げます。先ず第一番にその内容をなしておりますものは、金資金特別會計におきまして、從來持つておりました日本興業債券を資金化するつもりで参りましたために、昨年の十二月に日本銀行に一億五千万円賣つたのであります。これが三月二十七日に出ました政令第六十四号によりまして、金融機關應急措置法の一部が改正されまして、從來新勘定に属しておりました金融債券が旧勘定に移されまして、この結果、金融機關應急措置法によりまして、昭和二十一年八月十一日以後、新に旧勘定に移りました金融債券を取引いたしましたものは、その取引を全部無効にしまして、原状に戻す、こうういふ改正が行われましたために、日本銀行に送りまして一億五千万円が、金資金に帰つて参りました。金資金から日本銀行に返さなければならぬ。こゝういふ關係が起りまして、この一億五千万円に、日本銀行に賣りましたから以後の経過利子、それから三月この政令に対して……改正によりまして、三

月三十一日を期しまして、この原状回復が行われることになっておりましたために、この金資金特別會計において、日本銀行とのあいだに債券の受拂に金を拂うということは今後に属します關係から、遅延利子が七十二万円ほど含まれておりました、これを合計しますと一億五千五百三十三万円、この金額がござります。次に同じように政令を以ちましての金融機關應急措置法の改正によりまして、金融債券が旧勘定に入りますと、従つて同じように、指定事業におきます興業銀行からの金資金特別會計からの利子の受入も一應無効になります。これを興業銀行に返さなければならぬ、こゝういふ關係が生じたわけでありまして、この關係から、昭和二十一年の下半期に行いました利子三百三十五万円、二十二年に入りまして上半期に賣りました利子三百三十五万円、同じく二十二年の下期に三百三十五万円、合計九百四十五万円という金を、興業銀行に返さなければならぬ、こゝういふ關係がござります。先の日本銀行關係は一億五千五百三十三万円と、興業銀行に対する返還金の九百四十五万円、これを合算すると、一億六千六百三十三万円という金が必要なのであります。

次に金資金特別會計の本來の使命であります金貨の買上、この關係におきまして、本年度中に金資金特別會計は金貨を買上げまして、同時に司令部の承認を得まして、これを拂下けております。従いまして金資金特別會計としては、貴金屬の賣買を行つておるわけでありまして、この賣買關係から生じます資金の不足が、本年度一杯としまして四億六千三百六十五万四千円、こゝういふ計算になつております。これを兩者合せますと、六億二千四百二十五万七千四百二十五万七千円という端数の金額を一應除きまして、六億円という一應九億金額を以ちまして、この法律に六億円という金を計上したわけでありまして、この六億円の金額につきましては、先の四月の暫定予算において一億円を既に予算で計上しております關係から、五月以後におきましては、五億円の金額が予算の上に計上されることになつております。尙五月の暫定予算におきましては、中二億円が計上されております。

○委員長(黒田英雄君) 尙金は今年度買上げのお見込みの量は……

○説明員(藤本哲君) 本年度の金の買上げの予定量は二トソ六百を予定しております。

○委員長(黒田英雄君) それから金資金特別會計法が現在持つております資産はどれくらいになつておりますか。

○説明員(藤本哲君) 金資金特別會計の現在の資産は、三月以後におきまして十億二千二百七十九万円となつております。

○委員長(黒田英雄君) これにつきまして他に御質問はございせんか……御質問がなければ本法案については賛

疑終了といたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) それではこれ以上質疑終了とみなします。

次に昭和二十三年度の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案、これについては御質問はございませんか、……これも質疑終了といたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないものと認めまして質疑終了といたします。

次に大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年年度における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、これについて御質問はございませんか、……御質問がなければこれも質疑終了として御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないものと認めます。本案も質疑終了したことにいたします。

次に小額紙幣整理法案、本案について御質問があるならばお願いいたします。この法案につきましても御質疑がなければ質疑終了といたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないようでありますから、本案につきましても質疑終了したものといたします。

次に、政府が発行する福引券の当せん金の支拂等に関する法律案、これについて御質問はございませんでしようか……それでは私からちよつとお尋ね

しますが、先日私は、資金調整法の廃止に伴いまして、当時宝くじ等につきましては、すでに発行準備をしておるようなものはこの場合発行してもいいということに、経過規定の別の法律が出て制定されたのですが、將來政府がやはり、ああいつたふうの宝くじ的のものを出すという措置をおとりになるお考えであるか、もう、このまま、ああいうものはやらないというお考えであるかお尋ねしたのですが、まだ御答弁がないのですが、それについて何か御答弁がありますか。

○政府委員(福田繁夫君) 只今のお話につきましましては固より政府におきましても、宝くじということとは、かような社会情勢が混沌としておる際におきまして極めて臨時な方法だというふうな考へておるものであります、これが恒久的にいいというふうにも考へておらないのであります。併しながらこの方法によりまして浮動購買力を吸収するということは、只今の状況といたしましては一つの考へ方ではないかというふうに考へておるのであります、將來におきましても、この方法は適宜に購買力を吸収するというような一つの便法といたしましてやつて行きたいというふうな考へております。

○委員長(黒田英雄君) 他に御質問はございませんか……御質問なければ本案につきましても質疑終了といたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないようでありますから、本案につきましても質疑終了したものとみなします。

次に不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに關する法律案、こ

の案につきましても御質疑があります方はお願いしたいと思います。

○西川基五郎君 この第二條の中に、償還期限十年以内としておりますが、十年以内という意味がはつきりしておりませんが、何か或いは過剰物資とか、或いは不正保有物というもののにおいて、この十年以内の期限を変更せられ

るものでありまするか、そこをはつきりして頂きたいと思ひます。

○政府委員(松田太郎君) この問題につきましましては、いろ／＼この法案を出しました経緯等に鑑みまして、實際の運用に當りましては、不正保有物資、過剰物資を通じて十年というところで一律に参りたい、かように考へております。

○西川基五郎君 そうすると、この「以内」という字は附加えたことでござい

いますか。

○政府委員(松田太郎君) 今後の情勢、いろ／＼な点からいたしまして、そういうような「以内」のようなことを考へなければならぬというやうな問題が起つて参りますことも考慮に入れて

いるのであります、只今のところでは實際の運用といたしましては、先程申し上げましたように十年一律で参ると

いう考へを持つております。

○委員長(黒田英雄君) 他に御質問はございませんか……御質問なければ本案につきましても質疑終了といたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないものと認めます。では本案も質疑終了したことにいたします。

次に不正保有物資等特別措置特別会計法案、本案につきましても御質問の

ありの方はお願いしたいと思います。別に御質問がございませんければ、本案につきましても質疑終了といたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないようでありますから、本案につきましても質疑終了したものと致します。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(黒田英雄君) 速記を始めて下さい。それではこの程度で休憩することいたします。

午後五時三十分休憩
午後六時十八分開会

○委員長(黒田英雄君) それでは休憩前に引続きまして委員会を開会いたします。本日、本委員会に衆議院を通過

しまして、附託になりました法案につきましても御審議をお願いしたいと思います。先ず大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年年度における歳入不足補填のため一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案、これはすでに質疑終了になつておるのであります、直ちに討論に移りたいと思ひ

ます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないものと認めます。御意見のおありの方は御発言願ひたいと思ひます。別に御発言がないようでありますから直ちに採決に移ります。本案を可とせられる方の御挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(黒田英雄君) 全会一致と認めます。よつて全会一致を以て本案は可決せられました。

次に「昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律案」これを議題にいたします。これも質疑終了に御決議相成つておるのであります。直ちに討論に移りたいと思ひます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないものと認めます。御意見のおありの方は御述べを願ひたいと思ひます。

別に御発言がないようでありますから、討論は終結いたしましたものと認め、直ちに採決に移りたいと思ひます。本案を可とする方の御挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(黒田英雄君) 全会一致と認めます。

次に「政府が発行する福引券の當せん金の支拂等に関する法律案」これも質疑は終了いたしましたことに御決議になつておるのでありますから、直ちに討論に移ります。御意見のおありの方は御述べを願ひたいと思ひます。

別に御発言がないようでありますから、直ちに採決に移りたいと思ひます。本案を可とせられる方の御挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(黒田英雄君) 全会一致と認めます。

次に「小額紙幣整理法案」を議題にいたします。本案につきましてもすでに質疑終了に御決議に相成つておりますので、直ちに討論に移ります。御意見のおありの方は御述べを願ひたいと思ひます。

別に御発言がないようでありますから、直ちに採決に移りたいと思ひま

す。御意見のおありの方は御述べを願ひたいと思ひます。別に御発言がないようでありますから、直ちに採決に移りたいと思ひま

別に御發言がないようでありますから、直ちに採決に移りたいと思ひま



昭和二十三年六月十七日印刷

昭和二十三年六月十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局